

STRICTLY MEMBERS ONLY

M. C. (P) No. 188/73

1973: 10月號

月報



シンガポール日本商工會議所

PHOTOGRAPH: BY COURTESY OF SINGAPORE TOURIST PROMOTION BOARD.

目 次

国際通貨変動に関する座談会	1
世界インフレと国際通貨情勢	8
株式会社住友銀行シンガポール支店 渡辺敬三	
シンガポール保険事情	16
大正海上火災保険株式会社 シンガポール支店長 荒川 忠	
「雇用法」の一部改正	25
理事会のうごき	31
広 報 欄	33

Printed by ABC Printing (Pte) Ltd

Typesetting by GREEN MOUNT, Tel: 804508.

国際通貨変動に関する座談会

(渉外広報委員会主催特別座談会)

出席：

[敬称略、順不同]

(司会)	鵜飼敏哉	(東京銀行)
	本田	(東京銀行)
	青木	(三井銀行)
	神田四郎	(時事通信)
	浅源	(加商)
	中尾	(三菱商事)
	伊藤	(日綿実業)
	久保田	(新日本製鉄)
	楠原	(ブリヂストンタイヤ)
	檜垣	(ジュロンシツブヤード)
	菊池清	(渉外広報委員長、三井銀行)

司会 先ず、話の順序として、今年に入つてからの、金融に関する重な動きを概観し、才2に、金融センターとしてのシンガポールの最近の動き、才3に、カレントトピックス的なものに焦点を合わせる、という順序でこの座談会を進めていきたいと思ひます。

では、最初に、話の糸口として今年の金融関係の動きについて、ごく簡単に説明いたしたいと思ひます。

[本所月報8月号「シンガポールを中心とした最近の通貨問題」P5～P9参照。]

司会 ところで、今年に入つてから、これまでの動きのうちで、シンガポールとの関係という観点から捉えて、最も注目すべき動きというのは、どれになるでしょうか。

- マレーシアとの通貨協定の廢止、シンガポールドルのフローティングなどが、やはり最も注目すべき動きとして捉えられると思ひますが、どれが一番大きな動きだと一概に言えないものがあると思ひます。米ドルが10%の切下げを実施しましたときに、シンガポールでは、政府のなかでも、学者のなかでも、様々な意見が出たようです。しかし、結果的に、金平価維持に踏み切りました裏には、政府としては相当な自信があつたと思われまふ。これが、この6月のフローティングの問題、また、8月に実施された、貿易外の支拂いについての爲替制限の撤廢にも関連してくると思われまふ。こうした動きの中に、シンガポールの金融市場を国際化していこうという政府の強い意志と、シンガポール經濟、シンガポールドルに対する、政府の自信が読みとれると思ひます。シンガポールドルのこんどの動きを見ていく際にも、この政府の、自國經濟に対する自信を十分考慮しておく必要があると思ひます。

- 通貨協定の廢止で得をするのは銀行だけであつて、一般國民は不便を蒙るだけだ、とある財界人がいつていましたが、確かに、長い目でみれば、わかりませんが、通貨協定の廢止だけでなく、ゴム市場、株式市場の分

離と、次々とマレーシアとの関係が切れていくことは、全体的にみて、非常な不便を引き起こしていると思います。素人の目にも、経済的な理由以外の何かが、こうした事態を次々と起こさせてきたことは明らかだと思います。

司会 通貨協定の廢止、ゴム市場の分離などは、ゴムの取引のうえで、どのような影響が出てきているでしょうか。

- 通貨協定廢止の時点では、気迷いムードがあり、少し相場が下がりました。しかし、大した影響はありませんでした。ところが、シンガポールドルがフロートしましたときには、商品相場の高騰に伴なり日本の大量買付など、色々な要素があり、ゴム相場が上昇過程にあつたときだけに、非常に影響を與え、翌日、相場は急騰しました。また、ゴム市場の分離の時には、やや低下いたしました。このゴム市場の分離の問題は、突然現われたものではなく、長年くすぶり続けていたものです。それが、たまたま、通貨協定の廢止後、MドルとSドルの間に差異が生じたのを契機に分離にもつていつたわけです。
- マレーシアドルとシンガポールドルのフロート後の動きをしてみると、偶然の一致というにはあまりにも出来すぎている程、似通つた動きをみせています。これについて考えられるひとつの理由は、兩國の金融機関が緊密に連絡し合い、介入を行なつていているということ、もうひとつは、われわれの関知し得ない側面の動きによつて、兩國の通貨が似通つた動きを示すということですが。

司会 現在、兩國通貨をみてみますと、1.6~1.7%マレーシアドルプレミアムにというところですが、ゴム相場はどのようになつていますか。

- 昨日現在のゴム相場は、一番を基準にしまして、マレーシア側が159.5セント、シンガポール側が163セント、と、約4セントの差が出ていますが、ゴム業者の間では、兩國通貨には基本的には差がないという考え方が支配的です。ですから、この4セントの差というのは、生産地マレーシアと、取扱地シンガポールの差であつて、最終需要家での値段は同じ

ということですが。

司会 メーカーサイドには、この国際通貨変動は、どのように影響してきていますか。

- 私共の製品輸出は、大国注文となりますと、完納まで一年くらいかかる場合があります。ですから、たとえ通貨変動が予測できましても為替差損をすべて回避するということは、至難の業です。

しかも最近におきましては、為替差損のみならず、ナイロンコード、合成ゴム、カーボンブラック、配合薬品など石油学製品を中心とする原材料が、通貨変動のあおいで、著しく値上がりし、経営に大きな圧迫要因となつて居ります。

従つて、製品価格の引き上げによつて、ロスの調整をせざるを得ないこととなりますが、対米ドル切り上げ国が割合、値上げに協力的な反面、対米ドル切り下げ追隨国では相当強い抵抗があり、思うように行つていません。いづれにせよ、製品価格の引き上げは、国際競争力を弱めますので、今後の輸出の行方が危惧されるわけです。

司会 ここで、金融センターとしてのシンガポールの歩み、といつた点に話題を変えたいと思いますが、現在、シンガポールにおける銀行総数は54、駐在員事務所が40という数に上つておりますが、こうした動きをどのように見ておられますか。

- 商売上の直接的な関係はありませんが、一般論として捉えますと、やはり、銀行が増えて行き、金融センターとしての機能が強化してゆくことは、シンガポール経済の発展にとつて、好ましいことだと受けとめています。

- 銀行が増えてゆく、ということは、結構なことだとは思いますが、われわれ商社の立場からみえますと、現在の為替管理制度のもとでは、こうした銀行をあまり有効に使えないわけです。勿論、われわれは、シンガポールを金融センターとしてみており、将来は、ホンコン以上の利用価値が期待出来ると思いますが、いまのところ、例えば、銀行取引をし

ようとしても、それに伴う為替の玉もなければ、長中期のローンを必要とするプロジェクトも、ここではないわけです。これだけの資金量があるのであれば、もつと利用する道があると思うのですが、そのためには、外貨を利用する面での為替の自由化を一日も早く実施することではないかと思えます。われわれの立場からみますと、Remittanceの自由があると、非常にうまみが出てくるわけです。従つて、入る方だけではなしに、出る方にも自由があると、金融センターとしてのシンガポールの利用価値、銀行が多数出てきていることの意義が、もつと出てくると思えます。そういう時期が早く来てほしいと思えますが、まだ、2～3年はかかるでしょうね。

- 銀行が先を見越して多数出てきているかどうかについては、若干問題があると思えます。といいますのは、直接的な利益を求めてというよりも、あそこが出たからうちも出るという傾向が割合強いわけです。で、金融市場としてのシンガポールの将来を考えますとき、実体経済規模が絡んでまいりますので、東京など、他市場との関連をみてゆく必要があると思えます。
- シンガポールは、たまたま、インドネシア、マレーシア、さらにはインドシナと、開発、復興が待たれる国々に囲まれているだけに、その役割が期待されるのではないかと思えます。
- 話は変わりますが、最初の米ドル切り下げに際しまして、米ドルが切り下げた場合は、シンガポールドルも追随するだろうという情報を、これは主として日系の銀行から得ておりました(笑)。その結果、といつては語弊がありますが、巨額の差損を経験しました。
- 実際、あのときは、シンガポール政府や学者の中でも、追随論がかなり強かつたようです。
- ま、話が横道にそれましたが、われわれの取引における最近の特徴としまして、これまでは、シンガポールドル建ての取引というのは、相手にしてくれなかつたのですが、最近、シンガポールドル建ての取引が出て来ております。この点から、シンガポールドルが可成り、国際的になつてきているといえると思えます。

司会 シンガポールは、順調な経済発展を背景に、金融センター化、国際化に努めているわけですが、それに伴ない、好むと好まざるとに拘らず、シンガポールドルもまた、国際性を帯びてくると考えられます。ここで、話題を変えまして、カレントトピックス的なものを中心に話し合いたいと思いますが、最近の当地の金融引締めは、商売上、どのような影響がみられるでしょうか。

- 私共がやつております商取引は殆んど Indent ですから、own account で L/C を開くケースはあまりありません。従つて、引締めの直接的な影響はあまり感じません。しかし、最近、own account の L/C 開設を依頼されるケースがあり、やはり引締めの影響かと思つています。また、現金の回収が少しづつ延びている感じです。
- シンガポールにおいては、商社は卸小売を禁じられていますので、大きな Fund が長期間ねることがありません。従つて、金融引締めを直接肌で感じることはないわけです。

司会 ところで、金融引締め緩和の見通しという点についてはいかがでしょうか。

- この6カ月くらいの中に世界的に高金利になつたわけですが、その背景は、インフレ対策だと思えます。で、非常な高金利というのはそう長く続くものではないというふうに見ております。実際最近に到りまして、一部のアメリカの小さな銀行の中にはプライムレートを下げだしている銀行もありますので、今年の10月か11月、遅くとも今年中には少し下げ基調になつてくるのではないかと期待しています。少なくとも、米ドルの短期金利は下げ基調になつてくるのではないかと思います。ただ、ヨーロッパの金利が上げ基調を続けていると見られますので、この辺との関連で、米ドルの金利が下げ基調になるとはつきり見通せない面があるように思います。
- 話はちよつと変わりますが、シンガポールは現在、アジアダラー市場として発展してきています。現在80億の規模に達し、今年中には100億ドルに達するといわれています。そして、先程も話に出ましたように、各国から沢山の銀行が出てきています。しかし、みんなが言つていますのは、アイデアの勝負である。同じ顔をしたお札に、如何に性格づけるかというこ

とが問題だというわけです。そこで、この点について考えますとき、金利の問題、為替管理の問題、諸外国とシンガポールの関係、などを考えますとき、一体、将来は、どのような姿を想像すればいいのか、非常に関心のある問題かと思えます。

- 確かに、これは興味のある問題ですね。ヨーロッパの場合は、ヨーロッパにある多国籍企業が国境を意識しない行動方式で、とんどんユーロダラーを活用したわけですが、その点は、シンガポールの場合は、大分事情が違っていると思います。われわれの側からみますと、集めるのは割合やさしいのですが、外へ出す方は、各国の為替管理の問題もあつて、なかなか出しにくいという感じです。ただ、ひとつはつきりいえますことは、先ほども話に出ましたように、シンガポールがその周辺に多くの発展途上国を抱えているだけに、そこに無限の可能性があるということです。ただ、銀行ベースで需要が出てくる場合には、欧米とは違った採算のはじき方が考えられねばならないと思います。即ち、端的に申しますと、発展途上国を対象にする場合は、Risk という問題が、また、大分欧米の場合と違った形で出てくると思います。ま、いずれにしましても、無限の可能性を如何に開拓していくかが、大きな課題だと思えます。

〔座談会は、延々2時間以上に及ぶものでしたが、紙数の関係で大幅に短縮せざるを得ませんでした。ご了承下さい。 ————— 編集委員会 〕

世界インフレと国際通貨情勢

株式会社住友銀行シンガポール支店
渡辺敬三

今年に入りましてからもドルの切下げ、マルクの切上げ、EC共同フロート発足など、国際通貨情勢は動搖をくり返し、身近のシンガポール・ドルも6月21日変動相場制に移行した後、一上一下をくり返していること、既によくご存知の通りであります。

他方、スミソニアン体制崩壊后 IMF 20ヶ国委員会を中心に進められている新通貨体制創設の爲の改革作業もなかなか思うように進展せず、国際通貨問題は引続き最も重要な国際経済問題の一つとして注目を集めています。

しかしながら、今年に入つて、通貨問題以上に、世界各国政府の頭を悩ませているのがインフレ問題であります。現在の様に、主要国も発展途上国も世界中が揃つて、しかも高率のインフレに悩まされるということは、今までになかつたことであります。

この爲に、現在各国政府とも経済政策の第一目標をインフレ抑制に置き、種々の対策を講じていますが、最近のインフレが極めて複雑多様な要因によつて起されているだけに、なかなか思うような効果を上げ得ないでいる状態です。

そして、このインフレ問題は先の通貨問題と深いかかわりをもつていますので、インフレの現状、原因、対策と共に、国際通貨情勢の現況、並にインフレ問題との関係について述べて見たいと思います。

① 世界インフレの実態

まず、我国を例にとつて見ますと、卸売物価は、昨年2月以后、本年8月まで、連続して上昇し、過去最長、8月の前年同月比上昇率17.4%も戦後の混乱期を除けば、過去最高を記録し、前月比上昇率も2.1%と昭和26年8月

(2.4%増)以来22年振りの高騰ぶりです。

米国、フランス、イタリアなどでも卸売物価は前年同月比で軒並み10%を越え、英国、西独では農産物が統計の対象外になつている爲、若干低目になつていますが、それでも7~8%の上昇を記録しています。

このような今回のインフレは、(1)世界的に、インフレの荒波が、シンクロナイズされていること、(2)インフレのピッチが過去の物価上昇期に比べて、段違いにエスカレートしていることなどの特徴があり、とりわけ農産物、鑛物資源、繊維原料などの基礎資材類の高騰が目立ち、これらの国際市況は本年8月には、一年前の2~3倍に上つていることと高承の通りであります。

◎ 世界インフレの原因

こうした世界的な物価上昇の原因としては、(1)需要、供給のアンバランス(いわゆる、デマンド・プル)、(2)賃金等のコスト上昇の価格への轉嫁(いわゆる、コスト・プッシュ)、(3)通貨供給量の過剰の三つが同時、複合的に発生しているものと考えられます。

すなわち、世界各国に共通した現象として(1)通貨不安、(2)高率の賃上げ、(3)景気の過熱が見られるわけです。

まず、(1)通貨不安についていえば、米国の国際収支の赤字が国際流動性を過剰にしていること、そして、ドル不安が世界の固定相場制を崩壊させて、各国を変動相場制に追いやつたこと、の2点で、世界インフレの原因になつていると云えます。

つまり、米国の国際収支赤字の急増(1970年103億弗の赤字)に伴い、世界貿易の伸び(年率15%前後)を大巾に上廻つて、国際流動性が過剰になつていきましたが、この過剰ドルは、ドルの信認を低下させ、ドル相場の低下を招き、ドル保有者は、ドルから商品へ乗りかえる、いわゆる、換物運動が起つて、これが国際商品相場の高騰となつて現れたわけです。

又、ドルの信認低下は他の通貨への乗りかえ、つまり、通貨投機を引き起し、ドイツなど、この通貨投機に見舞われた国では、流入して来るドルに見合つた自国通貨が増発され、国内物価上昇の原因になつています。

更に、通貨不安の結果として各国が変動相場制に移行を余儀なくされたこともインフレの原因の一つといえましょう。

つまり、固定相場制の下ではインフレの場合、輸出力が低下し、国際収支が赤字となつて、これを正常に回復させる爲に早速、国内金融の引締めを行い国内需給を抑え、物価を引下げて、国際競争力の回復を計るのが通常でしたが、変動相場制の場合には、国際収支の均衡は国内物価の抑制によつてではなく、爲替相場そのものの上下によつて行なわれることになるので、従来のように国内物価の引下げに熱心でなくなるということになります。

(2)高率の賃上げ、1970年頃から、各国の賃金の上昇率が労働生産性の伸びを大きく上廻り、コスト・プッシュ・インフレを引き起しています。

日本の場合、生産性伸率は、1970年13.8%、1971年7.2%、1972年14%に対し、賃金上昇率は、同17.6%、13.7%、15.4%であり。欧州では、生産性伸率が年平均3~6%であるのに対し、賃金上昇率は10~15%と2桁が定着化しています。特に、これから世界各国の景気がスローダウンしていく場合、各国に於て労働組合の力が強くなつていること、並に、政府が多かれ少なかれ社会福祉的になつていることから景気の沈滞、生産性の伸悩みにもかかわらず賃金の2桁アップが定着化することが予想され、今后このコストプッシュがインフレの強い原因になることが懸念されます。

(3)世界景気の過熱。米国の景気が1971年末から回復過程に入つたのに続いて、日本及び欧州諸国も1972年夏頃から、本格的な景気上昇過程に入り、その後世界経済は各国が一齊に足並みを揃えた形で急拡大した爲、需要が急拡大し、多くの産業で、供給不足の状態が生じていることは申上げるまでもありません。

このような需要が供給を上廻る状態が続いて、いわゆるデマンド・プールの形のインフレを発生させ先に申上げた通貨不安インフレ、並にコスト・プッシュインフレとの相乗作用を起し、インフレを急速に促進させたわけです。

◎ 各国のインフレ対策

現在のインフレの原因が先に申上げた通りのものですので、その対策も、通

貨不安に対してはドルの信認の回復と新国際通貨体制の確立、デマンド・プルに対しては、総需要の抑制策、コスト・プッシュに対しては、所得政策をとることになります。

(1) 総需要抑制策

具体的には、財政、金融政策によつて、消費支出、投資支出などを適正水準にコントロールするわけで、公定歩合引上げ等による金融引締め、並に財政支出の削減等が各国で行なわれています。

しかしながら、現在、先進国諸国は、多かれ少かれ福祉国家を志向している爲、財政規模は拡大の一途にあり、硬直化しています。従つて、需要抑制は専ら金融政策に依存する所となり主要国の公定歩合は、足並み揃えて史上最高の水準にまで上昇したわけです。

(2) 所得政策

所得政策の内容には、賃金、企業利潤、利子、配当などの上昇率の目標値だけを定め強制力のないガイド・ポスト政策から、賃金、物価の凍結といった統制色の強いものまで種々のヴァリエーションがあります。

例を米国にとれば、1971年8月の新経済政策により、ドル交換性停止等と共に所得政策のオ1段階（フェーズⅠ）として、賃金、物価、家賃の90日間凍結を行い、オ2段階（フェーズⅡ、ガイド・ラインによる規制）オ3段階（フェーズⅢ、自主規制）を経て、本年8月12日より、オ4段階（フェーズⅣ）を開始しています。

このオ4段階では、（イ）価格引上げはコスト上昇分に限る。（ロ）年間売上げ1億ドル以上の大企業の値上げは1ヶ月前に当局の承認を要する、といった内容になっています。

尙、通貨不安に対する対策については、後に、まとめてお話しすることにしたと思います。

◎ インフレ対策の効果

このようなインフレ退治の諸対策がどのように効果を上げているかという点、これは、非常に悲観的にならざるを得ないのが現状です。

その理由としては、(1)現在のインフレの原因が多種多様で、それらの複合された結果であり、しかも、通貨不安に見られる様に、要因が非常に流動的で、適切な対策をとりにくいこと。(2)金融引締め策の効果が、企業の手許資金が豊富な爲、なかなか流通しないこと。(3)物価、賃金の抑制といった所得政策は、長期に行えば、勞働意欲を減退させ、又、強力に行つても、それを解除した場合に反動で上昇するといった事情があること、等によるものであります。

又、各国政府とも、国内政策として、完全雇傭の維持ないし実現がインフレ退治よりも優先する爲、不況による失業者の増大を敢ておかしてまでも、インフレ対策を徹底出来ない政治的理由もあります。

しかし、何と申しましても、人々のインフレ意識の変化、つまり、ある程度のインフレは止むを得ないとするインフレマインドの定着が、各国に於るインフレ対策の徹底を阻んでいる最大の原因かと思われます。

◎ 国際通貨情勢

昨年後半は、どうやら、小康状態を保つていた、国際通貨情勢は、本年1月に入るや、再び、荒れ模様となり、1月下旬、イタリアの二重相場制移行に端を発して、大規模なマルク投機が発生しました。この際、米国は、日本、西独等に平価切上げを強く迫つたわけですが、交渉の埒があかないと見ると、さつさと自分から、2月12日にドルの10%切下げを発表する途に出ました。

このドル切下げが予てからのドル不信に拍車をかけた結果となり、3月に入つて一層激しいマルク投機が発生し、西独は、3月1日、1日だけで、27億ドルのドル買い支えを余儀なくされる状態となつた爲、3月2日、ついに爲替市場を閉鎖し、引続き、日本をはじめ主要国の爲替市場が追隨して閉鎖した爲国際通貨情勢は、まひ状態に陥りました。

この混乱を收拾する爲にEC共同フロートがマルクの3%切上げによる微調整と共に、案出され、日本、英国等主要国も揃つて変動相場制の下で市場を再開し、全世界主要国総フロート時代が出現したわけです。

EC 共同フロートは、ドル等域外通貨に対しては変動相場制、共同フロート参加通貨間では変動巾を2.25%以内に抑える固定相場制、という複雑な制度であり、為替投機に対しては必ずしも強力ではありません。

つまり、共同フロート諸通貨がドルに対して、同じように動いている間は良いのですが、マルク等特定の通貨に対して、域外から投機がかけられると結局、他のEC通貨との間の乖離巾が2.25%を超えてしまつて、EC内のレートの再調整を行う必要が出て来ること、又、共同フロート参加通貨間で弱い通貨から強い通貨へと投機が起り、同様乖離巾が2.25%を超えてしまうということです。

実際に、6月下旬に再びマルク投機が起つた結果、マルクは再度5.5%の切上げを行なわざるを得なくなりました。

このように、年初來、波乱に富んだ国際通貨状勢でしたが、どうやら、最近小康状態に入つたようです。

その最大の原因は、中東の戦乱にもかかわらず、米弗への信認が、米国の国際收支の改善から、回復してきたことに求められます。

そして、更に、国際通貨改革問題に漸く進展の気運が強まつてきたことにもよると思われます。

しかしながら、米国の国際收支については、今年は、世界的好況あるいは米国の主力輸出品である農産物が、他国の不作から異常に伸びている等の特殊事情があり、従來の赤字基調から完全に脱却しつつあるのかどうかまだ疑問の余地がないとは云い切れません。

又、国際通貨制度改革問題についても、ご存知の様に、米国と欧州との間の対立があり、妥協案を作ることは容易ではありません。

対立点の主なものは

(1) 国際收支の調整方法、米国は、一国の外貨準備が、一定限度以上増減した場合には、自動的に為替レートの変更が必要かどうか検討を始めると云ういわゆる客観的指標の導入を唱えています。

これに対し、欧州側は、レート変更の必要性判断は、外貨準備の変動の外、物価、国際收支など他の経済指標の動向を含めて、総合的に行

なわれるべきだとし、且つ、レートの変更は国家の主権に属することであり、強制されるべきものではないと主張しています。

(ロ) ドルの交換性

米国は、国際收支調整の客観的指標制度の確立を前提としながら、国際收支の赤字は要求がある場合にのみ、SDRなどの準備資産で決済するが、それも一定限度までと云うのに対して、欧州側は、国際收支の赤字は、全額、金、SDRなどで決済されるべきであると主張しています。

(ハ) 準備資産の役割り

現在の主な準備資産は、準備通貨（主としてドル）、金、IMF一般引出権、SDRなどですが、このうち、金とSDRの役割りをどうするか論議の焦点となつています。

米国が、金の役割りを徐々に減らしていつて、やがてはSDRを準備資産の中心にしようとするのに対して、欧州特にフランスは、金の役割りを重視し、金とSDRを併存させようとしております。

今後の問題進展の見通しとしましては、ともかく、主要国の間に、何とか解決を計らうとする歩み寄りの気運が出て来たことは間違いない所で、9月のIMF総会でも、20ヶ国委員会が提出した、①為替レートの変更が必要かどうかの判断は外貨準備の変動をメドに対象国を選び、IMFの協議機関が各種の指標を総合的に考慮して行う。②SDRを主要な準備資産とする爲にSDRを金以外の何にリンクさせるか、価値表示方法を検討する、等を骨子とする報告を留意（Take Note）すると云う決議を採択しました。

20ヶ国委員会は、これに基づき通貨改革案を来年7月31日までに、実質合意にこぎつけ同年秋のIMF総会で、IMF協定の改正を行うと云うスケジュールを発表しました。このように、国際通貨制度の改革作業は大筋に於て徐々に進展いたしておりますが、先に述べました、米国と欧州との対立があり、細目の点では、まだまだ両者の間に開きがあるようで、IMF総会の決議自身も、20ヶ国委の報告を「留意」と云う表現に止つたわけです。

各国の間に、通貨不安が、世界インフレの原因の一つとなつていること、又変動相場制が最上の手段ではなく、いずれ、何等かの形で固定相場制に復歸する必要があることなどの点では、既に、コンセンサスが出来上つており、その意味で、作業を出来るだけ早急に進める必要があることは各国が認識していることは確かであります。

しかしながら、国際通貨制度は、全体が体系的に整備されてはじめて機能するものであり、技術的に、きわめて難しい作業を要する上、最終的には、関係各国が、政治的にかなりの譲歩をしなければ、合意に至らないものであります。

したがつて、20ヶ国委のスケジュール通りに、來年7月末迄に実質合意、秋のIMF総会で、協定改正と進展すると見るのは、樂觀的にすぎるのではないのでしょうか。

今后共、国際通貨状勢は、かなりの間、不安定な状態で推移すると考えられます。

シンガポール保険事情

大正海上火災保険株式会社
シンガポール支店長 荒川 忠

工業化に成功し、中繼貿易依存經濟より加工貿易国へと着実に構造的変革を成し遂げる一方、国際金融として益々発展を続けるシンガポールに於いて、保険の役割はますます重味を増す方向にあります。この機会に当国に於ける保険事情につき最近発表された政府統計を参考に、損害保険を中心としてお話ししてみたいと思います。

○ <順序>

1. 会社数
2. 保険市場としての規模（収入保険料推移）。
3. 市場構成
(イ) 市場占有率 (ロ) 種目別占有率推移 (ハ) 寡占度
(ニ) 保険料の種目別構成比 (ホ) 再保険
4. 營業成績（損害率 聖费率）
5. 資産状況
(イ) 總資産 (ロ) 資産運用
6. 業界の運営

1. 会社数

現在シンガポールで營業している保険会社は生命保険、損害保険あわせて 80 社あり、国別、營業形態別に分類すると次の通りとなる。

生命保険專業 : 8 社

シンガポール	4	
中国	2	
インド	1	
ホンコン	1	
損害保険専業	：	65社
英国	20	(支店営業6 代理店営業14)
米国	10	(支店営業5 代理店営業5)
シンガポール	9	(本店営業)
インド	7	(支店営業)
ホンコン	3	(支店営業1 代理店営業2)
マレーシア	3	(支店営業)
日本	3	(支店営業1 代理店営業2)
オーストラリア	2	(支店営業)
中国	2	(支店営業)
ニュージーランド	2	(支店営業1 代理店営業1)
フランス	1	(支店営業)
フィリピン	1	(支店営業)
生命保険損害保険兼業	：	7社
シンガポール	3	(本店営業)
ホンコン	2	(支店営業1 代理店営業1)
英国	1	(支店営業)
マレーシア	1	(支店営業)

即ち80社の中、損害保険業にたづさわる会社数は72社で Local Companies 12社 Foreign Companies 60社である。尚この他に再保険取引を専門に行う会社として Singapore Reinsurance Corporation Ltd. が本年1月に設立された。

2. 保険市場としての規模(収入保険料推移)

シンガポール 全済は 1965年独立以降年平均14%の成長率を示し、

1971年のGNPは70億80万星弗、国民一人当り3,317星弗になつたが、このような聖済成長率を背景に保険需要も順調に伸び、1971年度には総収入保険料対前年比1,898万星弗、率に於いて21.66%の増となり、1億星弗の規模となつてきた。1965年以降の収入保険料の推移は下記の通りとなつている。

	Gross Premium	Net Premium
1965	43.79	35.94
1966	45.85	37.14
1967	52.60	41.26
1968	60.35	47.33
1969	74.01	56.43
1970	87.61	67.95
1971	106.59	84.84

(単位 百万星弗)

3. 市場構成

市場占有率

Local Companies と Foreign Companies との構成比は前述の通りであるが、それぞれの各年度毎 Gross Premium は次の通り推移しており、1965年には、Foreign Companies が対全社保険料の74%を占めていたのが1971年には66%に低下し、Local Companies の伸びが伺える。特に1970年度、1971年度の増収率は Foreign Companies が12%、11%であるに対し、Local Companies は35%、46%と伸長が著しい。

	Local Companies	Foreign Companies	Total
1965	11.39 (26%)	32.40 (74%)	43.79 (100%)
1966	12.02 (26%)	33.83 (74%)	45.85 (100%)
1967	14.05 (26%)	38.55 (74%)	52.60 (100%)
1968	15.30 (25%)	45.05 (75%)	60.35 (100%)
1969	18.49 (24%)	55.52 (76%)	74.01 (100%)

1970	25.10 (28%)	62.51 (72%)	87.61 (100%)
1971	36.86 (34%)	69.73 (66%)	106.59 (100%)

(単位 百万星弗)

(ロ) 種目別占有率推移

種目別に Local Companies の市場占有率をみると次の通りとなっている。

	Marine, Aviation Transit	Fire	Motor	Miscellaneous	Total
1965	17.33	27.66	30.24	25.55	26.01
1966	16.34	24.88	33.95	25.70	26.21
1967	20.06	26.32	34.27	22.56	26.70
1968	17.58	28.02	29.22	26.06	25.36
1969	18.05	25.25	28.78	27.88	24.98
1970	23.02	27.89	31.37	32.07	28.65
1971	32.80	30.71	36.69	36.63	34.58

(単位 %)

即ち全種目にわたり Local Companies は市場占有率を増してきており、特に Marine, Aviation 及び Miscellaneous の分野に於て大きく伸びてきているのが特徴であり、これはシンガポール 経済に於ける工業、建設部門並びに海運の発展と密接な関連あるものと思われる。

(ハ) 寡占度

1968年以降の上位5社の市場占有率は下記の通りとなっており、保険会社数が多いに拘らず寡占度は、かなり進んでおるといえる。また、この中に占める Local Companies の割合も年々増加していることがみられ、Local Companies 育成強化の政府方針とも相俟ち、この傾向は続くものと思われる。

	全社保険料	上位5社保険料	上位5社に占める Local Cosの割合
1968	60.35	19.10(31%)	2社 8.0(42%)
1969	74.01	24.10(32%)	2社 8.8(36%)
1970	87.61	26.70(31%)	2社 11.0(41%)
1971	106.59	32.90(31%)	3社 21.54(66%)

(単位 百万星弗)

(二) 保険料の種目別構成比

	Marine, Aviation Transit	Fire	Motor	Miscellaneous	Total
1966	24	20	35	21	100
1967	26	19	35	20	100
1968	26	20	34	20	100
1969	28	19	33	21	100
1970	26	19	32	23	100
1971	23	20	29	28	100

(単位 %)

上記にみる通り全種目にわたりバランスのとれた形で市場規模が拡大していることが分るが相対的には建設工事組立並びにそれに附随した労災保険等の Miscellaneous が伸びてきている。

(ホ) 再保険

シンガポール 国外への再保険(出再)の状況を1971年度につき種目別にみると下記の通りとなっており、Marine, Aviation or Transit 及び Fire に於いて国外への再保険が高い比率を示している。これはそれらの種目には一件当りの保険引受額がかなりの額にのぼる巨大リスクが多い為、国外に再保険に出し、危険の分散を計っているものが多いことを表しているといえよう。

	Marine Aviation Transit		Fire		Motor		Miscellaneous		Total	
	Gross Premium	出再	Gross Premium	出再	Gross Premium	出再	Gross Premium	出再	Gross Premium	出再
Local Cos.	8・08	3・32	6・56	2・32	11・38	0・41	10・84	1・34	36・86	7・39
Foreign Cos.	16・54	4・92	14・79	5・39	19・65	1・23	18・75	2・82	69・73	14・36
Total	24・60	8・24	21・35	7・81	31・03	1・64	29・59	4・16	106・59	21・75

(単位 百万星弗)

※ 営業成績(損害率、聖費率)

1965年以降の損害率を Gross Basis でみると次の通りとなり數年低下傾向を辿っている。

	Premium	Claim	Loss Ratio
1965	43・79	18・71	42・73%
1966	45・85	18・91	41・24%
1967	52・60	23・63	44・92%
1968	60・35	21・54	35・69%
1969	74・01	24・41	32・98%
1970	87・61	29・27	33・41%
1971	106・59	35・19	33・01%

(単位 百万星弗)

然しながら既発生ロスに対する未拂保険金並びに未聖過分を調整した Earned Premium に対する Combined Ratio でみると

	Claim	Commission	圣費	Margin
1965	42・38	29・11	28・15	0・36
1966	44・48	27・86	27・23	0・43
1967	47・96	29・31	26・84	-4・11
1968	46・03	29・29	26・07	-1・39
1969	45・49	29・51	22・34	2・66
1970	45・74	28・95	21・76	3・55
1971	46・30	29・39	20・54	3・77

(單位 %)

となり、この2-3年漸く採算ベースに乗ってきたばかりといえよう。これを1971年度につき Local Companies と Foreign Companies に分けて分析してみると

	Claim	Commission	圣費	Margin
Local Cos.	47・11	27・39	16・27	9・23
Foreign Cos	45・92	30・32	22・54	1・22

となり Foreign Companies の場合 Commission Rate が高くなりがちであり、圣費効率も相対的に悪く採算ギリギリの運営がおこなわれている実態にあるといえよう。

5. 資産状況

(イ) 総資産

1971年12月末総資産は Local Companies 4,500万星弗、Foreign Companies 6,200万星弗、合計で1億700万星弗(邦貨約130億円)となつている。

(ロ) 資産運用

資産運用については保険業法上の規制により Insurance Fund (総資産から資産性が乏しいと判断されるもの即ち保険営業のための供託金、創業費、不動産評価益含み益等を除いた正味資産)の55%以上は常に(1)元金利息が直接又は Consolidated Fund に基づき保証されている有価証券(2)公機関団体により発行された公社債(3)証券取

引所に上場されている法人の株式社債その他の有価証券(4)共同組合法により登録された団体の株式社債その他の有価証券(5) Singapore 所在の土地の所有権占有権及びこれらの権利を担保とする貸付金(6) 生命保険証券を担保として貸出された貸付金で担保金額限度。(7)

Singapore 通貨及び銀行法によつて免許された国内の銀行に当座又はその他の預金として保有している金額で引出し可能な額 (8)他に規定される Singapore 国内に關連ある投資, の形で保有することが義務づけられており、更にその中(1)(2)に挙げたもの即ち具体的には Government Securities, City Council Loan 或は D.B.S. (シンガポール開發銀行)の Guarantee Bond が常に總資産の 15% 以上なければならぬことになつており、この制約条件の下で資産運用を行っているわけであるが、1971年12月末の運用状況をみると次の通りとなつている。

	Local Cos		Foreign Cos.	Total
Fixed Asset	13.23	(34%)	6.61(12%)	19.84(21%)
Loans	1.65	(4%)	0.42(1%)	2.07(2%)
Government Securities	6.29	(17%)	13.30(25%)	19.59(21%)
Debentures	0.20	(1%)	0.35(1%)	0.55(1%)
Shares	9.40	(24%)	6.85(13%)	16.25(18%)
Cash Deposit	7.84	(20%)	26.01(48%)	33.85(37%)
運用資産合計	38.61	(100%)	53.54(100%)	92.15(100%)

(單位 百万星弗)

上表にみる通り Foreign Companies においては、その 48% が銀行預金であり、次いで政府債の 25% で双方合わせて運用資産の 3/4 を占めている。又株式 13% 不動産 12% を占めているが貸付については 1% 以下となつており信用調査の難點から一部大手會社に實施されているにすぎない。一方 Local Companies においては銀行預金は Foreign Companies の半分以下 20% にすぎず不動産投資, 株式投資で 60% とその大宗を

占めている。貸付については4%とその構成比は低く殆んどが系列関係会社及び社員貸付が主体であり純貸付の殆んどみられないのが特徴であろう。

6. 業界の運営

当国に於いて営業を行つている会社を会員として General Insurance Association of Singapore (シンガポール損害保険協会)が構成されており業界共通の問題はこゝで取扱われることになつている。運営は Local Companies 4社 Foreign Companies 3社合計7社の Member より成る Management Committee 並びにその下に設けられるいくつかの Sub Committee によりおこなわれ Management Committee Member の選出は会員の選挙によることになつており、協会長、副協会長はその Member の互選により選出される。本年度の協会長は Mr. Chew Loy Kiat 副協会長は Mr. D. J. Colline Taylor である。

以上

(註)

現在把握出来る最新の政府統計資料は1971年12月末の数字であり本稿もその数字によつたこと御了解下さい。尙 Association of Individual Underwriters (Lloyd's Underwriters) による収入保険料は下記の通りとなつておりますが、この数字は上記本稿数字には含まれておりませんので併せ御了解下さい。

Year	Premium
1965	1.92
1966	1.64
1967	2.47
1968	2.42
1969	3.07
1970	4.60
1971	4.68

(単位 百万星弗)

以上

「雇用法」一部改正

人事労務懇談会

8月20日付で雇用法が一部改正されました。主な改正点は次の通りです。

1. 不当解雇に関する規定を設け被雇用者を保護した。
2. 超過労働時間を48時間から72時間に延長した。
3. 子供（満15歳に達したいもの）が産業（鑛工等、建設等、運送業等）に従事することを全面的に禁止した。
4. 女子の雇用条件（特に出産に関するもの）を有利とした。

雇用法を修正する法律

1973年8月20日 No. 41 of 1973.

シンガポール議会の助言と承認を得て以下の如く施行される。

1. (1)本法を「雇用法（修正）1973年」と称し大臣が官報の公告により指示する日から施行される。
(2)大臣は本法の条項毎に施行日を決めることが出来る。
2. 雇用法才14条は無効となり、下記に換わる。

才14条（被雇用者の違法行為）

才1項〔旧法通り〕

〔才2項より才7項まで追加〕

才2項 被雇用者が雇用主により正当な理由なくして解雇された場合は、本条才1項の規定にも拘わらず解雇の日より1月以内に、大臣宛、文書にて復職を申し入れることが出来る。

才3項 大臣はこの申し入れに対する結論を下す前に、労働事務官宛文書にて、当該解雇が正当な理由なくしてなされたものか否かに関し、調査し、意見を報告する旨を要求出来る。

才4項 本条才3項に定める勞働事務官の報告を考慮して、大臣が、その被雇用者が正当な理由なくして解雇されたものと判断した場合には、いかなる、それと相容れない法律ないしは契約の規定があろうとも、

(a) 雇用主宛にその被雇用者を前職に復職させると共に解雇されていなければ支拂われていたであろう給與額を当該被雇用者に支拂う旨指示し、

(b) もしくは、大臣が定める給與額を補償として、支拂うことを指示することが出来る。

雇用主は、大臣の指示に従わねばならない。

才5項 本条に定める大臣の決定は、最終かつ確定的なものであり、法廷で争うことは出来ない。

才6項 本条才4項に定める大臣の指示は、被雇用者が不当に解雇された事による損害につき訴訟を行うことを防げるものでもある。

才7項 本条才4項の大臣の指示に従わない雇用主は違反の罪に問われ、有罪判決に基づき、12ヵ月間を超えない拘留もしくは、500ドルを超えない罰金もしくは、拘留及び罰金の両方を負う責任がある。

才8項 [旧法2項の通り]

3. 才38条を以下の如く修正する。

(a) 才4項を無効として、以下に換える。

才4項 被雇用者は、月間72時間以上の超過勞働をすることは許されない。〔旧法月間48時間〕

才5項 大臣は、本条才4項の規定が特別の企業もしくは産業の、全ての、もしくは、一部の範囲に属する被雇用者には適用を除外することを文書にて宣告しうる。そして、当該雇用主は、この宣告書もしくは、その写を該当する被雇用者が勞働する場

所にはつきりと目立つように展示しなければならない。

〔旧法才4項但し書きを具体化〕

(b) 旧法才5、6、7、8項を夫々、6、7、8、9項と変更する。

4. 才67条才1項を以下の如く修正する。

才67条才1項

「非産業における」軽作業……〔「」内追加〕

5. 才69条の最後の行の「もしくは法律上の保護者」を削除。

6. 才70条才1行目の「子供もしくは」を削除。

7. 才77条を以下の如く修正する。

「2,000ドルを超えない罰金もしくは2年を超えない拘留もしくは、罰金と拘留の両方を負う責任がある」〔旧法、夫々500ドルと6カ月〕

「但し、本条もしくは、他の規定の違反の結果、子供もしくは、年少者が重大な怪我もしくは死亡した場合は、2000ドルの罰金並びに2年を超えない拘留の両方を負う責任がある。

〔この部分追加〕

8. 才9章の表題から「子供及び」を削除。

9. 才79条才1行目「子供もしくは」を削除。

10. 才80条才1行目「 " 」を削除。

11. 才82条才2行目「満12歳」を「満14歳」に変更。

12. 才83条才3、4行目の「子供もしくは」を削除。

13. 才88条才2行目「子供もしくは」を削除。

「2000ドルを超えない罰金もしくは2年を超えない拘留もしくは、

罰金と拘留の両方を負う責任がある」〔旧法夫々500ドル、6カ月〕

「但し、本条の規定に違反した爲、年少者が重大な怪我もしくは死亡し

た場合には、違反者は1000ドル以上2000ドル以下の罰金もしくは、2年を超えない拘留もしくは、罰金と拘留の両方を負う責任がある。

〔この部分追加〕

14. 才89条才1行目「子供もしくは」を削除
15. 才90条才1、4行目「子供もしくは」を削除
16. 才91条才2行目「子供もしくは」を削除
17. 才92条才2、3行目「子供もしくは」を削除
18. 才93条才1、2行目「子供もしくは」を削除
19. 才10章を以下の如く修正する

才95条

才1項 本条の規定により全ての女子の被雇用者は出産日直前の4週間及び出産日直後の4週間、仕事を休む権利があり、又この期間（今後、本章に於いては、「受益期間」と呼ぶ）の通常の給与に相当する額を雇用主から支拂われる権利を有する。

〔(1) 旧法、女子の勞働者（ Workman ）を女子の被雇用者（ Employee ）とした。

(2) 旧法、出産手当（ Maternity Allowance ）を單なる支拂額（ Payment 或いは Sum to be paid ）とした。

(3) 旧法才2項で規定する受益期間中の支拂額「1日4ドルもしくは、通常の1日分の給与のいずれか少ない方」を「通常の給与に相当する額」とした」

才2項 当該雇用主での勞働期間が、本条才99条才1項に基づいて要求される予告日に到る180日に満たない場合、女子の雇用者は、受益期間中の支拂いを受ける権利を有しない。〔旧法才2項を1項、2項に仕訳け〕

才3項 出産直前の4週間の間に、労働をした女子被雇用者は、その労働日について、通常の給與になに相当する額とは別に、それと同額の給與の支拂いもしくは受益期間に引き続いて振替休日をとる権利を有する。

〔旧法出産手当を受ける権利はない〕

才4項 本条才1項の規定もしくは、労働協約もしくは、相對する判決にも拘わらず、女子の被雇用者が出産時に2人以上の生存する子供を有している場合は、受益期間中の支拂を受ける権利を有しない。〔旧法、才1項但し書きで、才4回目以降の出産には適用しない。〕

才96条

才1項 本法才95条に規定する支拂いは、休日及び祭日を含む、受益期間内の全ての日に対して、行われる。〔旧法、同じ〕

才2項 本条は、雇用主に、受益期間中の休日及び祭日に対して、特別給與を女子の被雇用者に支拂うことを要求するものではない。〔追加〕

才97条

才1項 日給の女子の被雇用者の場合、本法才95条で規定する支拂は、2回の分割で支拂うことが出来る。即ち、才1回分は、出産日まで（出産日を含む）の分を出産日より7日以内に支拂い、才2回分は出産後の期間分として、受益期間の終了日より7日以内に支拂う。

才2項 その他の女子の被雇用者の場合は、上記の支拂いは勤務契約に定めた給與の支給日に拂われねばならない。

〔本項追加〕

才98条

- 〔(1) 「女子労働者」を「女子の被雇用者」に変更
- (2) 99条才5項を才4項に変更
- (3) 出産手当を支拂額に変更 〕

才 9 9 条

才 1 項 〔 勞 働 者 を 被 雇 用 者 に 変 更 〕

才 2 項 出 産 を 終 え た 女 子 の 被 雇 用 者 は 可 能 な 限 り 速 や か に、 雇 用 主
に 出 産 日 を 通 告 す る も の と す る。

〔 旧 法、 出 産 後 7 日 以 内 に 通 告 〕

才 3 項 本 条 才 1 項 に 基 づ く 予 告 を 怠 つ た 場 合 も し く は、 本 条 才 2 項
に 基 づ く 通 告 を 怠 つ た 場 合、 女 子 の 被 雇 用 者 は、 予 告 又 は 通
告 を 行 う こ と が 出 來 な か つ た と い う 充 分 な 理 由 が な い 限 り、
未 來 受 け と る べ き 支 拂 額 の 半 額 し か 受 け る こ と が 出 來 な い。

〔 旧 法、 全 く 受 け る 権 利 が な く な る 〕

才 4 項 〔 旧 法 才 5 項 の 通 り 〕

〔 旧 法 才 4 項 は 削 除。 才 9 5 条 才 1 項 に 含 む 〕

才 1 0 0 条 ~ 才 1 0 7 条

〔 以 下、 下 記 を 除 き、 旧 法 通 り 〕

- (1) 「 女 子 勞 働 者 」 を 「 女 子 の 被 雇 用 者 」 に 変 更
- (2) 「 出 産 手 当 」 を 「 支 拂 額 」 に 変 更 〕

(文 責 天 瀬)

理事会のうごき

才 51 回、1973 年 10 月 9 日 (火) 開催

1. 会頭報告

長友会頭より次の通り報告が行なわれた。

日本商工会議所より、補助金については、最低一年は延長する方向で折衝する旨、回答があつた。

2. P S A Liaison Committee への本所代表の選任

各商工会議所と P S A の定期的な話し合いの場である Liaison Committee の本所代表として、次の 2 氏が選任された。

Representative 沢田理事

Alternative Representative 萩原運輸通信サービス部会長

3. 貢献度調査結果の件

大使館、ジエトロ、会議所が合同で実施した、日本企業の現地経済に対する貢献度調査結果につき、事務局より報告が行なわれ、これについてのローカルに対する PR の方法などにつき、次回理事会で話し合うこととなつた。

4. シンガポール大学生の日系企業調査の件

シンガポール大学経営学部の 4 人の学生より、労務管理を中心に、日系企業について調査を実施したいので協力してほしい旨、申し入れがあり、検討の結果、協力してやること、また、調査対象企業の選択は、工業建設部会担当理事に一任することが決定された。

5. Singapore Trade & Industry の日本特集号の件

標記に関し、同誌出版社から、本所幹部、各業界代表の協力要請があり、協力すること、および、業界代表については、各部会担当理事に人選を任せることに決定した。

6. 会計報告

中島会計委員より、9月分会計報告が行なわれ、承認された。

7. 入会

下記の各社の入会が異議なく承認された。

The Kyowa Bank, Ltd.

The Nissan Fire & Marine Insurance Co., Ltd.

Fujitsu Limited.

Hitachi Consumer Products (S) Pte. Ltd.

Nozaki & Co., Ltd.

以上

広報欄

NEW MEMBER

- The Kyowa Bank Ltd. "C" Member
12th Floor, Straits Trading Bldg.
9, Battery Road. (1) (Tel. 918422)
Mr. M. Yanagawa
- The Nissan Fire & Marine Insurance Co., Ltd. "C" Member
c/o Overseas Union Insurance Ltd.
43/47, New Bridge Road. (1)
(Tel. 78761 - 3)
Mr. R. Sato
- Fujisu Limited "C" Member
2nd Floor, Apollo Hotel
Havelock / Outram Road. (3)
Mr. S. Takasu
- Hitachi Consumer Products (S) Pte. Ltd. "C" Member
149-B, Block 1, 2nd Floor, Boon Keng Road, (12).
(Tel. 2581054)
Mr. R. Ishikawa
- Nozaki & Co., Ltd. "C" Member
34, 4th Floor, Phillip Street. (1)
(Tel. 912746)
Mr. T. Hirata

Change Telephone

- C. Itoh & Co. Ltd. Tel. 912755

Change Address

- Komatsu Singapore Pte. Ltd.
1 Gul Avenue,
off Bencoi Road, Jurong. (22)
- Mr. S. Matsuda
(United Industrial Paper Products, Mfg. Co. (Pte) Ltd.)
c/o Mitsui & Co. Ltd.
Room 601, I.C.B. Bldg.
Shenton Way. (1)

Change Representative

- Shiseedo Singapore Co. Pte. Ltd.
Mr. Moriyasu
- Toko Incorporated
Mr. Nebashi

MONTHLY REVIEW

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE